

○淀川流域治水協議会における意見交換議題 4件 (⇒意見に対する回答)

①高槻市

- ・自発的な避難行動を促す取組の実行性確保

高齢者は避難行動を起こすこと自体にハードルを感じていることなどから、高齢者が多い地域住民からは、計画に基づくタイムラインの実行性確保を不安に感じる声を聞いている。

⇒淀川分会

高槻市では、タイムライン作成、デジタルタイムライン作成など精力的に防災対策を展開しており、引き続き、タイムラインを実行する訓練などを通じ、実効性を高めていく取組を協働していく。

②伊丹市

- ・洪水等ハザードマップの周知・啓発については、避難行動要支援者をはじめ市民が適切な避難行動を取るため重要であると認識しております。
- ・しかしながら近年は、南海トラフ巨大地震等の震災への関心が高いこともあり、出前講座などの啓発の場では地震への対応をテーマとして希望されることが多く、マイ・タイムラインやマイ避難カードの周知をはじめ、水害リスクへの対応に関する啓発が不十分となっていることが課題となっています。
- ・今回の新たな防災気象情報の運用開始をひとつの機会ととらえ、水害リスクへの対応をテーマとした啓発の機会を積極的に設けていかなければならないと認識しております。

⇒猪名川分会

猪名川では近年大きな出水は無いものの、取り組み事例にあるように尼崎市や豊中市でのタイムライン作成や訓練などを行っており、水害リスクにも対応する取組を協働していく。

③滋賀県県土整備部

- ・本県では、平成 26 年に「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定し、総合的な流域治水対策に取り組んでいる。条例制定から 10 年が経過し、社会情勢も変化したことから条例に基づく取組の検証を行ったところ、滋賀県流域治水推進審議会から7項目の答申(R7.7)があり、答申を踏まえた更なる流域治水の推進に向け、現在検討を行っている。答申では、特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の活用について、指摘されている。
- ・特に浸水被害防止区域については、要配慮者利用施設(高齢者施設、学校、病院など)や非自己居住用住宅を建築・用途変更する場合に安全な構造を求めるものであり、当該区域の適用のためには、構造変更等に必要となる費用の支援制度が必要となると考えられることから、

当該区域指定後の各施設での対策費用の助成制度についてご検討いただきたい。

- ・また、貯留機能保全区域については今年度も支援制度を拡充していただいているが、土砂撤去、排水施設や土砂流入防止施設整備等について、どのような場合に土砂撤去が可能となるか等、の具体的な条件や対象施設の具体例等について情報提供いただきたい。

⇒浸水被害防止区域については、まだ国でも指定が出来ていないが、本省ホームページにあるがけ地近接等危険住宅移転事業や災害危険区域等建築物防災改修等事業、特定都市河川浸水被害対策推進事業などでのかさ上げ費用の補助がある。ただ都市部でのレッド指定となるため、移転を前提とした防災集団移転促進事業などでの対応も考えられる。

⇒貯留機能保全区域における新たな制度は、大和川でもまだ確保できていないが、公共施設としての塵芥処理施設の整備(上野遊水地の網場)などが対象となる。なお、大和川では従前の早期排水などは下流への負担にも繋がることから、地元と調整する中で平時の水路補修などを要望されており、補助を使わず、河川改修でインセンティブを確保している。

④近畿地方環境事務所

(課題)

- ・地球温暖化が進むにつれて、発生頻度や降雨の強度が増加することが予測され、被害の程度こそ低いものの、極めて多くの市民が実際に被害を受けている「ゲリラ豪雨」に着目し、気候変動適応策の観点から、自治体を実施すべきゲリラ豪雨対策を広域アクションプランとして取りまとめ、自治体による対策推進に取り組んでいます。

(取組方法)

- ・気候変動適応近畿広域協議会の下で、ゲリラ豪雨対策フォローアップ分科会を設置し、京都大学名誉教授の中北先生や、香川大学准教授の竹之内先生をアドバイザー(座長、副座長)に迎え入れ、気象庁、人と防災未来センター、市民団体等と連携しながら、対策事例の創出やガイドラインの策定などに取り組むことを通じて、自治体によるゲリラ豪雨対策の推進を図っています。

(要望)

- ・流域治水協議会に参画している自治体の皆様におかれましては、将来、被害の生じる頻度や程度がますます高くなると想定されるゲリラ豪雨に対する対策の重要性を見直していただき、少しでも多くの自治体の皆様に、広域アクションプランに基づくゲリラ豪雨対策の推進に取り組んでいただけましたら幸いです。

⇒情報共有と併せて周知。